

久喜市空家等対策計画 補足資料

第3章 空家等対策の方針

3 対象とする空家等の種類

(4) 管理不全空家等（空家法第13条） 計画 P25

令和5年の法改正により空家法に規定されたため、空家条例を改正し、同法に定める空家等とした。

・空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等

■管理不全空家等の相談件数（条例施行後 H25.7.1～R7.2.28 現在）

	相談件数	相談内容（1件に複数の相談内容あり）				
		倒壊・破損	飛散	防犯	草木の繁茂	その他
久喜地区	259	26	44	21	200	63
菖蒲地区	124	22	22	21	94	29
栗橋地区	150	21	23	14	117	41
鷲宮地区	134	13	25	7	106	33
合計	667	72	114	63	517	166

※令和5年12月までは空家条例、それ以降は空家法の規定による。

第4章 空家等対策の具体的な施策

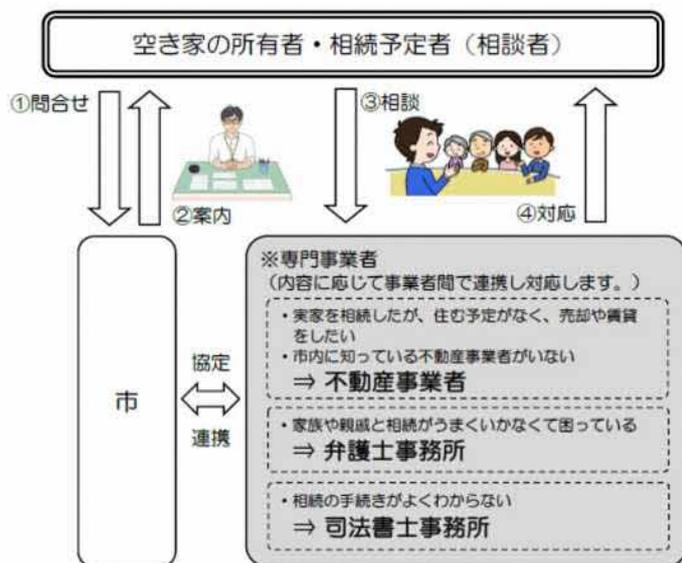
基本方針1「改善」

(1) 空家等相談窓口・相談体制 計画 P27

空家等相談窓口を交通住宅課とし、周辺住民や所有者からの相談に対応するとともに、相談内容に応じて、関係各課へ案内する。

また、令和4年11月からは、必要に応じて、市と協定を締結している久喜市空き家の活用サポート窓口（いえかつKUKI）の専門業者に繋げている。

■久喜市空き家の活用サポート窓口（いえかつKUKI）



■久喜市空き家の活用サポート窓口（いえかつKUKI）相談・契約状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
売買	相談	22	74	69	165
	契約	5	26	14	45
賃貸	相談	5	9	8	22
	契約	2	1	6	9
その他	相談	4	4	1	9
	契約	1	1	0	2
計	相談	31	87	78	196
	契約	8	28	20	56

※令和6年度は12月末日まで

(2) 空家条例、空家法による措置 計画 P27

■所有者等へ空家条例、空家法に基づく対応状況

(条例施行後 H25.7.1~R7.2.28 現在)

	助言	指導	勧告	命令
久喜地区	258	13	3	0
菖蒲地区	109	3	0	0
栗橋地区	140	9	1	0
鷺宮地区	121	5	0	0
計	628	30	4	0

(3) 特定空家等又は不良住宅等の除却の支援 計画 P27

①空家等除却補助金

特定空家等や不良住宅、条件不利空家等の除却に係る経費の一部を補助する。(令和4年度～)

(対象) おおむね1年以上居住や使用がなされていない木造の住宅で、特定空家等・不良空家等・条件不利空家等のいずれか

(補助金) 次のいずれかの低い額(上限30万円)

- ・工事費用の5分の4以内
- ・延べ床面積に27,000円を乗じた額

■空家等補助金交付状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付件数	0	1	2

②空き家の解体等に関するサービスの提供(令和4年3月～)

建物の解体費用や土地の査定価格をAIシミュレーション「すまいの終活ナビ」により無料で把握できる。

空き家の適切な除却(解体)の促進に関して市と連携協定を締結した株式会社クラッソーネより提供。

(4) 老朽空家等除却後の土地に係る固定資産税減免制度 計画 P28

■減免申請件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	1	7	2	1

※令和6年度は2月末日まで

(5) 空家等の継続的な情報収集と把握 計画 P29

■空家情報お知らせシステム相談件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	23	33	17	10
(内訳)				
草・木・垣根の繁茂	17	28	15	10
屋根や外壁などの破損	6	15	8	4
害虫の発生	4	16	4	6
建物の倒壊・一部倒壊	7	6	3	2

※令和3年度は7月から、令和6年度は2月末日まで

※1件の問合せで複数の項目がある。

基本方針2「活用・流通」

(1) 空き家バンクの活用 計画 P30

■空き家バンク登録・契約状況

年度	登録時期	地区	区域区分	契約区分	契約
令和5年度	6月	久喜地区	市街化調整区域	売買	済
	11月	菖蒲地区	市街化調整区域	売買	済
	12月	久喜地区	市街化区域	売買	済
	3月	栗橋地区	市街化調整区域	賃貸借	済
令和6年度	5月	栗橋地区	市街化調整区域	売買	交渉中

(2) 空家等の改修費用の支援 計画 P31

■空家利活用補助金

空家等を集会所など地域のコミュニティ施設へ改修する所有者等に対し、一部費用を補助する。(令和5年度～)

(対象) おおむね1年以上居住や使用がなされていない空家等
耐震性が確保されているもの

地域コミュニティ施設として10年間継続して活用すること

(補助金) 改修費用の3分の2で、上限50万円

(交付実績) なし

(4) 市街化調整区域における老朽空家等除却後の土地に係る建築の制限緩和 計画 P31

■建築の制限緩和申請件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	1	0	0	1

※令和6年度は2月末日まで

(6) 国及び県の財政上の措置等活用 計画 P32

■空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除 申請件数

	令和3年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	10	8	5	17	17

※令和6年度は2月末日まで

基本方針3「予防」

(1) 空家発生予防、適切な管理に関する情報提供 計画 P34

■空き家対策モデル事業の実施（令和6年度）

株式会社地域デザインラボさいたま等と連携し、国土交通省空き家対策モデル事業「空き家の発生に向けた取組」として、水道使用量データを用いたAI分析により、将来空き家になると想定される住宅が多い地域の世帯主に対して「住まいの将来に関するアンケート調査」を実施した。

さらに、希望者には住まいの将来に関する相談を行った。

菖蒲の一地区で、「空き家ワークショップ」を実施し、空き家問題に対する意識を高めた。

- ・ 住まいの将来に関するアンケート調査送付先 2, 799世帯
- ・ 空き家ワークショップ参加者 14名

(2) 空家等の問題に関する講演会や相談会の開催 計画 P34

■相続おしかけ講座実施件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施件数	14	0	5	4	1	0

2 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

(5) 緊急安全措置 計画 P36

■緊急安全措置の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施件数	3	1	6	0

※令和6年度は2月末日まで

(6) 所有者等不明の空家等に対する措置 計画 P38

■相続財産清算人の申立て状況

年度	地区	区域区分	現状（令和7年2月時点）
令和4年度	鷺宮地区	市街化区域	予納金返納
令和5年度	鷺宮地区	市街化区域	清算人により対応中
令和6年度	菖蒲地区	市街化区域	申立て手続き中